

平成 2 1 年度 流山市特別職報酬等審議会会議録

- 1 日 時 平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日 (月)
午後 2 時 0 0 時 ~ 4 時 0 0 分
- 2 会 場 市役所庁議室
- 3 出席委員 中山文男・金子早苗・丹森富雄・松本ユミ・永井
弓子・宮内英司・勝股静江・大橋 明
- 4 事務局 石井総務部長・井上人事課長・
湯浅課長補佐・矢代主査・山藤主事
- 5 傍聴者 4 名

議題：議会議員の報酬及び常勤の特別職の職員の給料月額等について

※ 発言内容は要約させていただいております。

※ 概要は審議に入ったところから記載しています。

議事内容

A 委員

資料 2 ページ 2 (2) 類似団体のところで一般職の最高額が給与月額として入っているが、(1) で当市の場合には入っていないので、どのくらいか教えてほしい。

事務局

本市では部長クラスが最高になるが、金額を申し上げると、給与月額について、667,204 円となっています。

B 委員

人件費削減ということは、市の職員が少なくなっているということですよ、年俸の多い人がやめて、新しい方を同じ分だけ入れるというわけではなくて、ただ、数が少なくなって、数を削減したということですよ。

事務局

人件費については、60歳が定年なので、60歳で終わりになる方は、もちろん給与月額が高いわけだから、その方に対して新採の職員が入ってきても、その差はどうしても生じるということはありません。職員数についていえば、平成15年度当初、職員数1,154人おりました。平成20年度決算値で、1,048名です。106名減となっています。

B 委員

臨時職員が人件費に入っていないというのは、人として扱っていないということか。

事務局

感覚的には、そのように感じるかもしれないが、地方公共団体の財務会計の区分けとして、どこでも同じかたちになっています。物件費という言い方は感じが悪いが、いわゆる賃金という節があります。節でいえば給料とか、手当とか、それは正職員の人件費だが、臨時職員は賃金という節で支出しています。その賃金というのは、決算統計とか、そういった調査をする場合は人件費には入っていません。それはどこの自治体でもそうです。

A 委員

今の続きだが、やはり会計処理上そうなっているというのは通常なのかもしれませんが、いわゆる労務費ですよね、そういう意味では人件費ということで、そうみなくてはいけないと思うのだが、当市において物件費扱いしている賃金はどのくらいあるのか。

事務局

例えば、20年度決算で言えば、賃金が7億6千741万5千円です。今、ご指摘のとおり、当然ものの見方としては人件費と今申し上げた賃金と合計した額の推移を見ていくことは大変重要なことだと考えています。ちなみに、20年度の決算としては、

前年度比、いわゆる人件費 給料、手当、共済費は、マイナス 1 億 9 千 3 百万円、賃金の方が 7 千 8 百万円程増えています。そういった相対比較の中で考えていくべきものだと考えています。

A 委員

今の説明の中で、賃金の部分は増加していて、全体ではマイナス 1 億になっていて、そういう経営努力をしている、逆に言えば、正規の職員は増やさないで、非正規労働的なところを増やしているということ。非常に社会的には問題のあるところだが、全体の中で、昨年から非常に失業者が増えている中で、そういう人を雇用するという手立てもやっている、そのものの一環として増えたという理解になるのか、それとも、基本的に職員を減らしてそういう非正規なところを増やしていく、ということか。一概には言えないかもしれないが。

事務局

具体的な数値はもちあわせていないが、ご指摘のとおり、臨時雇用ということで、景気浮揚策の一環として臨時職員にお願いしている部分もあります。また、定員適正化計画に基づいて、職員を減らしていくという中での臨時職員へのお願いもあります。

B 委員

臨時職員を増やすということは、財政面で必要なのかなとは思いますが、もし災害などがあった時、あまりにアルバイト的な雇用の方が多い場合、責任をもった市の職員が少なくなるというのには危惧を感じる。職員を減らすなら、市議会議員の数を減らした方がいいと思う。同じ 16 万都市の浦安は、収入源はものすごくあるが、それでも議員の数は 20 名。色々なところ、16 万都市で 20 名のところはあちこちにあるが、流山市で 28 名。何か災害などがあった時は市の職員に負担がかかってくると思うが、あまりに正職員を少なくして、臨時職員を多くするということには危惧を感じるがいかがか。

会長

これから子育て支援や高齢者の問題で、そちらで、(職員を)もっていかれる。

事務局

ご指摘のとおり、職員数というのは、流山市の場合は、安心安全を重点施策としており、例えば消防職員とか、子育て支援とか、安心安全という部分での職員数に関しては、減らさないで、消防の場合も採用しています。市長の方針として、そういった観点は持っています。

A 委員

今日配られた資料の中の、50, 51ページのところ総務費と民生費があり、高低の方でいうと、201億の総務費、民生費の人員費が、182億ということで、これはどういうことか。人員費は配置だけの問題なのか、民生費の方が、職員は多いわけだが額でいうと(総務費より)20億近く多い。これはどういうことか。

事務局

職員数で端的に比較すれば民生費の方が確かに大きいですが、民生費は保育所等になりまして、育児休業等をとっている職員は10名ほどいます。そういう関係で、総務費を下回っているという状況と、年齢構成でどうしても福祉部門の現場の職員は若い人が多いというのがあるので、その辺が影響しているのではないかと思われる。

C 委員

先ほど期末手当の説明をいただいたが、この7ページの中に、月数というのと加算率というのがある。一番低いのが鎌ヶ谷市で7.5その次が15で、その次が20、あるいは30、になっている。我々が審議するのはあくまで月額報酬ということだが、この加算率の内訳というのはどうなっているのか。

事務局

期末手当については、一般職には役職加算というのを行っています。期末手当を算出する際、役職に応じて通常、給料と扶養手当の合算額に支給月をかけて支給するという計算式になっているが、役職に応じて役職加算というのを加算して支給しているという状況があります。これにならって、特別職についても、加算率を報酬月額にかけて支給額を算定しているというようにしています。部長職が20%加算をしているので、それにあわせて特別職についても、あるいは議会議員についても、20%という加算をしています。各市の状況が違うというのは、給料あるいは報酬等については条例主義をとっているので、各市団体に条例を設定して定めている状況だが、各市の状況に応じてそれぞれ加算率を設定しています。

B 委員

月額、この近隣の市と比べると少ないということで、年額にすると対して変わらなくなるということは、手当が多いということか。

事務局

市町村によっては、特別職に対して通勤手当を支給したり、あるいは先ほどいった期末手当の役職加算率について、例えば松戸は15%だったり、その辺の手当の仕組みの違いから、年収を比較すると、流山市の場合は、ご指摘のとおり、手当を優遇されているということはいえるかと思います。

A 委員

地域手当というのは、習志野、我孫子、鎌ヶ谷は、期末の支給額でいくと、相対的に低くなっているが、地域手当の支給の起源はどういったものか。各市によって違って来るだろうが、算定の根拠は何か。

事務局

地域手当についても、職員に準じて支給するように、流山市は条例上定めています。地域手当については、給料月額のうち8%は地域手当というかたちになっております。

事務局

付け加えて説明すると、一般職については、地域手当がほぼ支給されます。その地域手当の考え方として、特別職の報酬の中に入れて考えていくのか、というような議論の中で、特別職に対しては地域手当を流山市のように支給しているところと支給していないところがある、という風にご理解いただきたい。

会長

ここ一年というのは、国内においても外国においても政治情勢が、今までとはがらっと変わった。政権も国内では変わったし、考え方も変わってくるし。

D 委員

(役職)加算率の決め方というのが、いまひとつ分からないが、10%～20%、場合によっては7.5%というのはなにか最後の調整するところがあるのか。

事務局

加算率については、各市の状況があるのではっきりしたことは言えないが、一般的に加算率というのは、役職加算ということで、一般職が行っている率をもちいている、という状況があります。流山の場合、最高の役職として部長職があるが、その率として20%ということに準じて、特別職の加算率を20%としているという事情があります。他の市において例えば部長職が15なのか、というところではない部分もあるかとは思いますが、おそらく流山の部長職20%と同じく、どこの市も20%ではないかとみております。実際、特別職に加算率として15%とか、10%がある

という状況はどういうものなのかは分からないが、結果的にはおそらく20%というのが元々あって、減額の措置として、一手段として役職加算を10%としている、という市がほとんどではないか、と思われます。役職加算を減額する場合については、備考欄に記載しているので、参考にしてください。

A 委員

加算率についてみると、市によって率を一律にしているところが多いようだが、一般職、部長職が20%だから同じようにしている、ということで、それは、職責からすれば、一般職の場合は納得できる。だが、たとえば市長職と一般の議員職では当然（職責が）違うと思うが、そういう意味で一律に20%をもちいているのは、不合理な、合理的な説明にならないと考える。これは考え直してもいいのではないか。

会長

市長は市に1人で最高責任者。追及もされるし責任もあるし。議員は28名いるわけだが。

A 委員

皆、同じ実務ですからね。

会長

この審議会は特別職の給料報酬に関する会議であるが、別の意味で、付記に入れて要望したら良い。市長と議員との違いもあるし。

B 委員

先ほどの繰り返しになるが、月別の給料は一般的に少ないということで、割と市民のみなさんが認識しているのは、流山はとても給料の削減をしている、ということが分かるが、期末手当も、市民のみなさんが理解しているとみることが出来る金額か。

事務局

この部分については、毎年12月15日に広報で、期末手当の金額については、公表しております。

B 委員

興味のある、考えている人には、月別の給料は少ないが、年間にしたら他の近隣のところと大して変わらない、ということが理解できるということ。割りと分かりにくいかなという感じがした。

事務局

給与公表のあり方というか、仕方の部分にも問題もあるかと思えます。現在、特別職の給料について、このようなかたちで各市を比較しているというようなものではありません。その辺の部分は分かりにくいという部分もあるかと思えます。その辺も含めて、給与公表のあり方を含めて、考えさせていただきたい。

A 委員

10月16日の日経新聞だが、千葉市の人事委員会が市職員の月給0.36%、ボーナス0.35月分を減額するよう勧告すると出ていた。これは、一般職員だが、やはりそういった他市においてこういった減額するという勧告がでていうことを考えるならば、特別職においても、何らかの連動するようなものがあったとしてもしかるべきではないか。全体的にもう少し具体的にみていかなければ分からないのかもしれないが、大体は類似県でも同じ県の中でも、人事院勧告とか消費者物価をひとつの目安としているということを考えるならば、これは大いに参考にすべき勧告であるな、と思う。

事務局

委員の方から千葉市の内容についてお話があったが、確かに、いわれるように、勧告が出されていて、まず、従来の考え方でいうと、本市においては、期末勤勉手当の支給月数については一般

職に準じて、特別職も改定してきています。そのため、おそらく、期末勤勉手当は一般職に準じて0.35月下げるということで改正していくという方向にあります。ただ、例月給与の改定率については、どのようにするべきか、といったことが議論になると思われま

A 委員

審議会の検討事項は、給料月額に関してのみであり、地域手当は対象外ということか。まったく給料の部分だけか。

事務局

そうです。

A 委員

せっかくなので、地域手当についても、8%支給という一律の考え方、この辺の全て一律に出していくという考え方をもう一度再考してほしいと思ったが、これはこの審議会で求められている、ということであれば仕方ない。

A 委員

流山市の職員の給与については、通常どのような決まり方か。ここには人事委員会はあるか。

事務局

ありません。

A 委員

こういった人事委員制度をもっているのは市では千葉市だけか。そういうところも参考にしていく。それであれば、職員の給与を下げようというはっきりした勧告がでているのであれば、やはり特別職も当然準じてしかるべきではないかと思う。

事務局

今、ご確認のとおり、流山市では人事委員会が成立していません。大きな市にしかない。そのため、従来から、流山市においては国の人事院勧告と千葉県の人事委員会勧告に準拠し、今まで一般職の給与改定をしています。

A 委員

市でもっているところはどこか。

事務局

申し訳ありませんが、資料は持ち合わせていません。私の勘違いかもしれないが、千葉県内では他でもあるという話をしたが、人事委員会勧告として出されるのは千葉市しかないので、おそらく人事委員会というのは千葉市だけなのかもしれません。

A 委員

もしあれば、また教えていただきたい。

会長

皆さんから色々なご意見が出てきたが、もし答申の方向性が審議会として出せれば、それでまとめようと思うが、いかがか。

事務局

今、現時点の参考のために、近隣各市の報酬の状況をお話ししたい。まだ流動的な部分もあるが、松戸市・鎌ヶ谷市においては、報酬の改定は、今回は見送りと決定しているそうです。また、野田市については、これ以外の、いわゆる独自の削減措置を行っているところでもあります。柏市は、市長選が近づいているので、今のところ未定だという情報です。また、我孫子市については、一般職の給与改定に合わせて、準じて、行う予定だと聞いています。

会長

今回、答申の方向性がきまりそうだがいかがか。

皆さんの大体の意見は、職員が変われば特別職もそれに合わせて、準じてさげる、ということですね。

事務局

一般職の給与改定がここであって、平成21年度、公務員の給与が民間の給与を上回ったということで、例月給与で0.22%引き下げることになります。そして、ボーナス、いわゆる期末勤勉手当についても0.35月分下げる勧告が人事院勧告でされているし、千葉県の勧告も同じ状況になっています。そのため、職員については、そういう方向で動いており、そういう状況があります。そこで、特別職についてはどうか、ということだが、昨今、労働状況が悪いという状況で、100年に一度の経済不況というような中で、市民生活に大きな影響を及ぼしているので、国では税収減が懸念されています。また、流山市でも人口増などで市税収入は伸びてはいるが、景気の低迷の中で、本市も例外なく市民の生活に負担が段々生じている、というような状況が考えられます。そういったことから、先ほど申し上げた一般職の給与の引き下げ、それにあわせて特別職の給与等の引き下げについても、やはり検討していくべき状況ではないかと考えています。

会長

また、皆さんから色々意見が出た、周りの市町村でも議員を減らして行って少なくともできている。できるはず。今は議員として市民から選ばれているから継続して、次の選挙のときに（考えてほしい）。

A 委員

それを答申の中に、付記というかたちで先ほどの地域手当と役職加算率についても入れたらどうか。一律はやはりおかしいのではないか。

会長

アメリカは人口は3億人おり、GDPも（日本の）大体3倍ある。最近GMとクライスラーが悪かったけれどよく調べたら、2.6倍のGDPがある。それでも政治家の人数は（日本より）少ない。日本は多すぎる。最近はここ一年でがらっと変わった。民主党のマニフェストをみても、公務員の給与をカットするというのに合わせて衆議院の人は80名減というのがきちんと書かれている。そのため、次の選挙までには何とかしなければ、と考える。国の方向だ。人口減になっているうえ、財源も減ですし。

事務局

地域手当の話が出ているが、議員に関しての地域手当という指摘でしょうか。特別職、いわゆる市長も含めて、ですか。

A 委員

もちろんそうだ。

一律の8%、また、流山市の中で地域手当という名称が本当にどういう特地性をもって言っているのか分からないが、本来報酬に入る部分ではないかと思うところを、別立てにして、下げるときに給料の方だけを下げればよいというように固定化していることだ。本来、見直しはしなくてはいけないところだと思うが、先ほどの期末手当の加算率については、まさに根拠が、その基準が一般職の職責に、役職に応じてということであればなおさら見直すべき。地域手当については最初なぜそれをつくったのか分からないが。

事務局

地域手当について、議会議員については、地域手当は支給されていません。特別職、一般職のみ支給されています。地域手当については、地域の特性、経済的な地場産業と地場賃金に合わせて地域手当の支給率を設定している、ということが一つあります。公務員の給与が高いのではないのか、全国平均で見ても高いので

はないのか、という批判の中で一律的な支給をしていたということを改め、一旦、給料月額そのものを下げて、下げた上でその地域地域に応じた支給率を定めて、地域特性に合わせて給与を設定している、ということが地域手当の主な理由です。流山市の場合は、千葉県が今まで8%というかたちで地域手当の支給率を規定していたので、流山市もそれに合わせて支給していました。

A 委員

余計におかしい。県に合わせて8%にしたということであれば、地場産業云々ということの理由はおかしい。

B 委員

市民に給料を下げたといっておいて、その補充分を地域手当というところ、カモフラージュ的な感じがしなくはないか。地域手当をきるならきるで、きちっときってそれだけ働いているのだから、それだけ報酬をあげて、という方が市民が分かりやすいのではないか。

事務局

公務員の給与構造改革というものを、平成18年度からやっけて、全国的に公務員の基本ベースである給料表を下げましょう、ということでも全国的にやっています。その中で、地域、全国的な視野でもって地域的に、民間などを勘案してやったのが地域手当の趣旨です。国で示した基準や、県が示した基準というのがあるが、流山市において、今現在8%というのは、千葉県でこの東葛地域がエリアとしては8%という設定をしてきたので、それに準拠しています。ただし、昨今この議論もされているので、近隣市の動向を見ながら、一般職の地域手当についても検討していきます。

会長

皆様のご意見を踏まえて、事務局にまとめてもらうというの

でいかがか。

B 委員

事務局が言われたように、部下の方が下げるのにトップの方が下げないというのはおかしい。事務局にお願いしたい。

事務局

委員さんのご理解がいただければ、時間を少し頂いて、こちらで素案をまとめてお示ししたい、と考えるが、いかがでしょうか。一般職の給与改定に準じて、現行の額を引き下げる、という趣旨でよろしければ、そのようなかたちでまとめさせていただきたい。ただし、付記事項という部分があり、議論の中で、昨年に引き続き議員定数の削減という意見がありました、ということ付記させていただく、あともう1点、地域手当と加算率という部分だが、どういったまとめ方が良いでしょうか。

A 委員

事務局から説明があったように、地域手当は全国を一つ大きなエリアとして、それを分けていった中で、ということであれば、ここでそれをまた論じても仕方がないので、納得はいった。ただ、加算率については、他市はこうだから、というのではなくて、その理由が乏しい気がする。役職手当に準じるというところで、市長と一般の議員が同じ率というのはおかしい。それは再考する必要があると思う。できればそれも（付記に）載せてもらえればと思う。

事務局

それでは読み上げます。【答申案読み上げ】

各委員

賛成。

会長

答申をこれで市長に渡したいと思う。

それでは、以上をもって本日の会議を終了します。